

伊勢市公報

第421号
令和5年5月22日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	9
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	10
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 令和5年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	20
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	21
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	22
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	23

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年5月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、戸籍住民関係窓口業務等を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、環境生活部戸籍住民課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和5年5月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第45号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。））」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。以下同じ。））」に、「次の各号に」を「市長が」に改め、同項各号を削る。

附則第3項各号列記以外の部分中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に、「次の各号に」を「市長が」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に直接接触して又は新型コロナウイルス感染症の患者等に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額」に改める。

附則第5項中「附則第2項各号及び附則第3項各号に掲げる業務」を「附則第2項及び附則第3項に定める業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年5月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第46号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年伊勢市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第15号中「7月」を「6月」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第15号中「7月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 103 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社楽
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービス まほろば
所在地 伊勢市藤里町 671 番地 9
- 3 指定の年月日
令和 5 年 5 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 104 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社いむら
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンター宇治山田
所在地 伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 41 号
- 3 指定の年月日
令和 5 年 5 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 105 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社アロアロ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケアプラン リノ
所在地 伊勢市二見町光の街 1015 番地 5
- 3 指定の年月日
令和 5 年 5 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 106 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
一字田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 本 成 則
	伊勢市一字田町 638 番地
変更後	福 本 悦 蔵
	伊勢市一字田町 297 番地

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 井 裕 幸

伊勢市上地町 1661 番地

変更後 大 谷 浩 一

伊勢市上地町 1693 番地 2

伊勢市告示第 108 号

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
荘区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 5 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	里 田 和 也
	伊勢市二見町荘 1306 番地 5
変更後	北 岡 孝 裕
	伊勢市二見町荘 1736 番地

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	前 田 生 次
	伊勢市野村町 5589 番地 4
変更後	田 端 紀 夫
	伊勢市野村町 5549 番地 2

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 澤 大 介
	伊勢市楠部町 263 番地 178
変更後	山 田 憲 一
	伊勢市楠部町 263 番地 182

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、桜が丘自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 上 田 恵 里

伊勢市中村町桜が丘 70 番地 11

変更後 北 浦 幸

伊勢市中村町桜が丘 30 番地 12

伊勢市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
六軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 5 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 俊 夫
	伊勢市小俣町相合 1097 番地
変更後	南 吉 浩
	伊勢市小俣町相合 1087 番地

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年5月12日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年5月22日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第25号 校務用コンピュータ機器（ノートパソコン）の取得について
 - 議案第26号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について
 - 議案第27号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第28号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第209回総会を次のとおり招集します。

令和5年5月12日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年5月15日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 32 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 5 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 33 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、東大淀地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 5 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 上 井 信 男

変更後 白 神 慶 助